TOB Agent

MITA SECURITIES
三田証券株式会社

公開買付代理人業務 TOB Agent

当社では、公開買付けの実施に際して発生する全ての事務作業等を受託し、事業法人や投資ファンドなどの第三者による公開買付けをはじめ、発行会社自身による自己株式取得を目的とした公開買付け、非上場の継続開示義務会社に対する公開買付け、並びにMBO（経営陣による買収）スキームにおける公開買付けなど、様々な形態に合わせてお客様をサポートいたします。

サービスの概要

当社では、公開買付けの実施に際して発生する全ての事務作業等を受託し、お客様を強力にサポートいたします。

事前準備、事後対応

（アドバイザリー契約を締結していただきます。）

公開買付けの実施に係る検討段階におけるご相談をはじめ、スキームの組成、課題点の洗い出し、リスク分析、公開買付届出書など各種ドキュメンテーションの作成業務など、公開買付けに係る業務を全般的にサポートさせていただきます。以下に代表されるお手続きの流れに沿って、各局面において最適な支援や助言を提供いたします。

- 公開買付関連書類の作成に係る支援および助言
- 公開買付けに関する手続･交渉に係る日程の作成および管理
- 財務局および金融商品取引所への事前相談に係る支援および助言
- 日刊新聞公告掲載枠の確保（印刷会社経由）
- 公開買付開始公告、公開買付届出書およびその添付書類、公開買付報告書等のEDINET提出書類の提出作業代行
- プレスリリースの投函作業代行（兜倶楽部へ投げ込み）
- 株式名簿管理人との実務上の調整（主として非上場会社が対象者となる場合）
- その他上記に付随する業務

公開買付期間中

（公開買付代理並びに事務取扱い契約を締結していただきます。）

公開買付者の代理人として、当社が公開買付け開始後の株主対応（問い合わせ･郵送物の発送等）をはじめ、株式の受渡し、決済などを行います。なお、金融商品取引法において、公開買付者は公開買付けの実施に際して、株券等の管理ならびに買付代金の支払等の事務について所定の金融機関等に委託しなければならない旨が義務付けられています。

- 株主対応
- 応募状況の集計および報告
- 応募株式に係る決済または返還
- 公開買付通知書の発送
- その他上記に付随する業務

実行までのフロー

お問い合わせ	お取引を希望されるお客様は、下記より当社までお問い合わせください。
ヒアリング	ミーティング等を実施し、予定されている公開買付けに関する概要および状況等をヒアリングし、お取り扱いの可否を検討のうえ、ご連絡させていただきます。

※1週間以内

条件提示	ヒアリング内容をもとに、手数料やその他諸条件をご提示いたします。
アドバイザリー契約	お客様と当社との間で、公開買付けに係るアドバイザリー契約を締結いたします。
準備	公開買付けの開始に向けて、必要書類の準備や当局対応等の各種お手続き等を行います。

※1ヶ月程度

公開買付代理等契約	公開買付開始日の前営業日に、お客様と当社との間で公開買付代理並びに事務取扱い契約を締結いたします。

※翌営業日

買付開始	公開買付開始公告および公開買付届出書の提出を経て、公開買付期間が開始されます。公開買付期間中は、当社が応募株主からの問合せ等に基づき、申込書類の発送や、応募手続きのご案内等の対応を行います。

※買付期間は原則20営業日以上60営業日以内

買付終了	公開買付終了日の翌日に公開買付けの結果公表および公開買付報告書を提出のうえ、買付代金の決済や株式の受渡し、大量保有報告書の提出などを順次行います。

【留意事項】

・各種案件の実行は当社による事前の審査が前提です。審査の結果によってはお客様のご希望に沿えない場合があります。

・本案内に記載された内容は、予告なしに変更またはその取扱いを中止する場合があります。

・事前調査で知り得たお客様の情報については、厳に秘密を保持いたします。

お申し込み・お問い合わせ

当社担当者に直接お電話・メールを頂くか、当社ホームページよりお申し込み、お問い合わせをお願いいたします。

電話番号 **03-3666-0039**　Mail **qa@mitasec.com**　WEBサイト **https://mitasec.com**

トップ・ページ下部の資料請求・お問合せフォームをクリックして、所定の事項とお問合せ内容をご記入の上、送信してください。

会社概要

商号	三田証券株式会社（Mita Securities Co., Ltd.）		所在地	東京本社　〒103-0026　東京都中央区日本橋兜町3番11号
登録番号	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第175号		大阪支店　〒541-0054　大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号
	貸金業者	東京都知事（7）第27088号	加入金融商品取引所	東京証券取引所、大阪取引所
	宅地建物取引業者	東京都知事（1）第103950号	加入協会	日本証券業協会、日本貸金業協会
	不動産特定共同事業者	金融庁長官・国土交通大臣第76号		公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
設立年月	昭和24年（1949年）7月		指定紛争解決機関	（金商）特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	5億円			（貸金）日本貸金業協会、貸金業相談・紛争解決センター
代表者	代表取締役社長　門倉　健仁		適格請求書発行事業者登録番号	T6010001058171

当社が取り扱っている商品・サービス等（以下「商品等」という。）をご利用頂く際には、各商品等に所定の手数料・諸費用等（以下「手数料等」という。）をご負担頂く場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。なお、取引の形態や内容によって各々の取引の条件が異なってくるため、一般的なサービスの概要を説明した本資料には手数料等や個別取引のリスクを記載できておりません。各商品等にかかる手数料等及びリスクについては、契約締結前交付書面、目論見書その他説明書類（以下「説明書類等」という。）を十分にご確認下さい。投資に関する最終決定はお客様ご自身の判断でなさるようにお願いいたします。